

各リサイクル制度の見直し及び施行の状況①

◆容器包装リサイクル法

平成25年9月から、環境省と経済産業省の合同審議会で検討が行われ、これまで14回開催。

今後、取りまとめが予定されている。

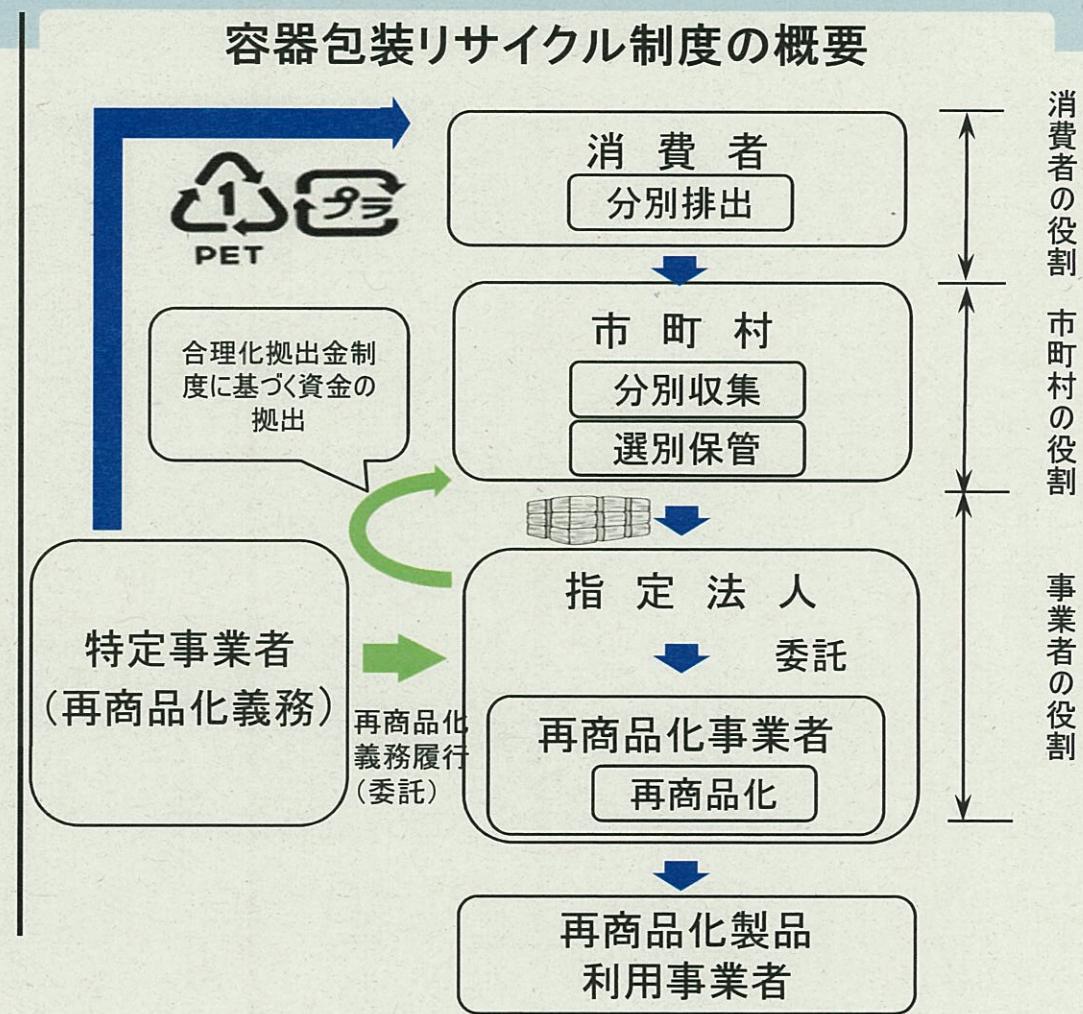
主な論点

(リデュース・リユース)

- コンビニ等におけるレジ袋等の削減
- リユースびんの利用促進

(リサイクル(再商品化))

- 市町村と事業者の役割分担・費用分担のあり方
- 分別収集量の増加・国内資源循環の推進
- プラスチック製容器包装の再商品化手法のあり方



各リサイクル制度の見直し及び施行の状況②

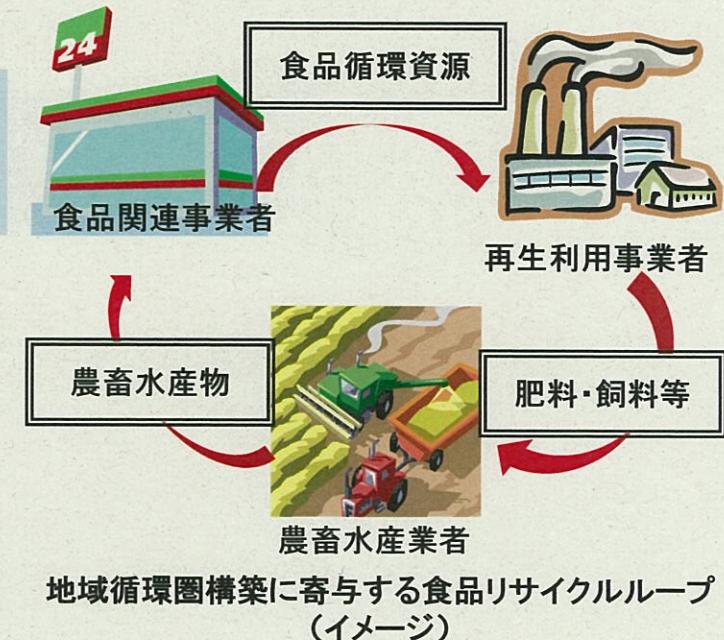
◆食品リサイクル法

平成25年3月から、環境省と農林水産省の合同審議会で検討。昨年10月に報告書がとりまとめられたところ。

報告書の主な内容

- 食品廃棄物等の発生抑制の目標値(26業種)の達成に向けた取組の促進
- 官民あげた「食品ロス削減国民運動」の展開
- マッチング等による食品リサイクルループ形成促進
- 地方自治体との連携を通じた取組の促進

等



◆家電リサイクル法

平成27年1月30日に環境省と経済産業省の合同審議会を開催。昨年10月に合同審議会で取りまとめられた報告書において提言された事項のうち、政令改正と基本方針改正を伴う事項について審議されたところ。

主な審議内容

- 社会全体で適正なリサイクルを推進していくための回収率目標を設定
適正に回収リサイクルされた台数／出荷台数で回収率を算出。現状49%の回収率を不法投棄割合を半減、国内外スクラップ割合をできる限り低減させ、平成30年度までに56%以上とするこをを目指す。
- 実際に達成している再商品化率と法定の再商品化率の乖離に伴う、法定の再商品化率の引上げ
(エアコン: 70%⇒80%、液晶・プラズマTV: 50%⇒74%、冷蔵庫: 60%⇒70%、洗濯機: 65%⇒82%)

等

各リサイクル制度の見直し及び施行の状況③

◆自動車リサイクル法

平成26年8月から、環境省と経済産業省の合同審議会で検討。本年1月まで4回にわたり関係事業者からヒアリングを行ったところ。今後、論点整理、方向性の検討及び報告書の取りまとめを行う予定。

評価・検討に当たって示されている重視すべき論点

- 自動車における3Rの推進・質の向上
- 自動車リサイクル制度の安定的かつ効率的な運用
- 今後の自動車リサイクル制度のあるべき姿

◆小型家電リサイクル法

平成26年12月に環境省と経済産業省の合同審議会を開催し、本制度施行後1年を受けたリサイクルの状況について報告したところ。

施行状況の概要

- 使用済小型電子機器等の再資源化実績(平成25年度)
 - ・認定事業者:約13,000t(うち、金属を約7,500t回収。金額換算で約7億円)
 - ・認定事業者以外の使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者による再資源化分を合わせると約24,000tが法に基づき再資源化された。
- 市町村の制度参加状況(平成26年4月時点)

使用済小型家電の回収の取組について「実施中」と回答した市町村は1,741市町村のうち754市町村(全市町村の43%)であった。

第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果の概要

【物質フロー上の評価概要】

- 循環型社会形成推進基本計画に定められている、我が国におけるものの流れ（物質フロー）に係る指標は、近年横ばいの傾向があり、3Rの取組を徹底する必要。

【国の取組等を踏まえた全体評価概要】

- 2Rの取組を進めるための事業者等による取組が必要。
- 環境配慮設計、生物多様性や低炭素化との統合、地域循環圈づくり、循環資源のエネルギー源への利用、国際資源循環への取組が必要。
- 進捗点検の方法を見直し、実態を反映した評価、要因分析等を進める。

1. 物質フロー指標の進捗状況

物質フロー指標（資源生産性¹、循環利用率²、最終処分量³）は長期的には向上しているが、近年は横ばい。

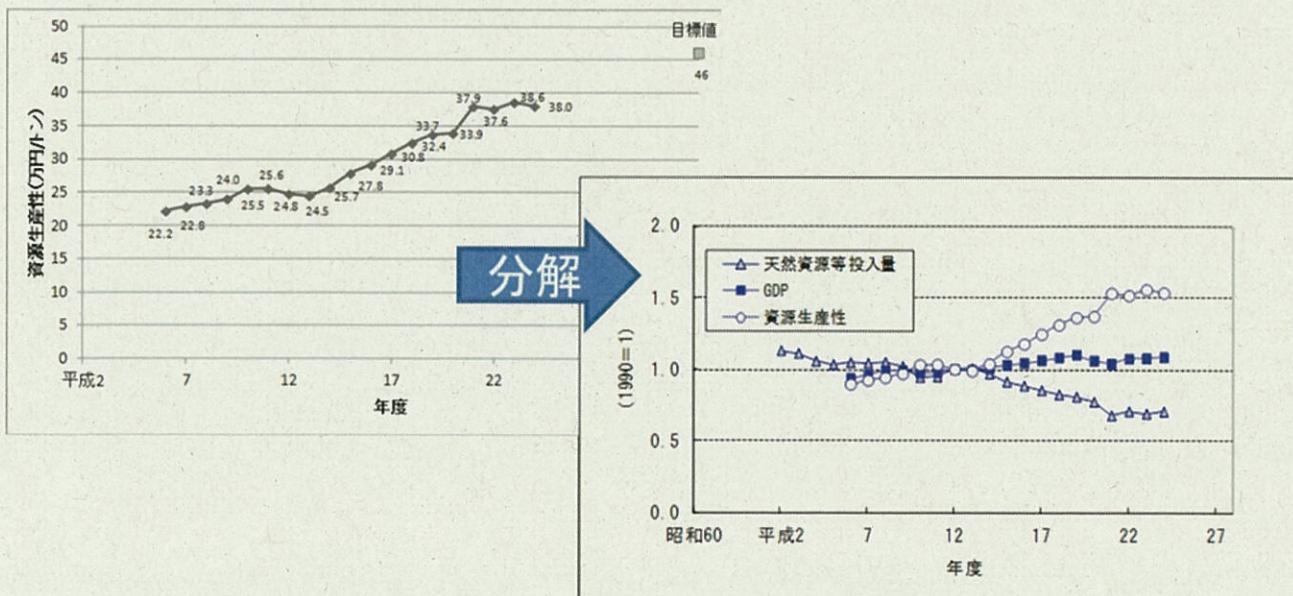
資源生産性の長期的な向上は、主に大規模公共工事の減少や産業変化による土石系資源の投入量の減少が要因になっているものと考えられる。また近年、天然資源投入量と循環利用量がともに横ばいとなっているため、循環利用率の伸びも停滞。

今後は、社会的要因等に依らず、3Rの推進により指標を向上させていくことが必要。

		32年度 (目標年)	24年度	12年度 比	長期的 な傾向	短期的 な動向
資源 生 産 性	万円 ／トン	46	38.0	+54%		
循 環 利 用 率	%	17	15.2	+5.3 ポイント		
最 終 処 分 量	百万 トン	17	17.9	▲68%		

※青色は望ましい傾向、黄色は変化のない傾向を示す。

（「入口」：資源生産性の推移と内訳）

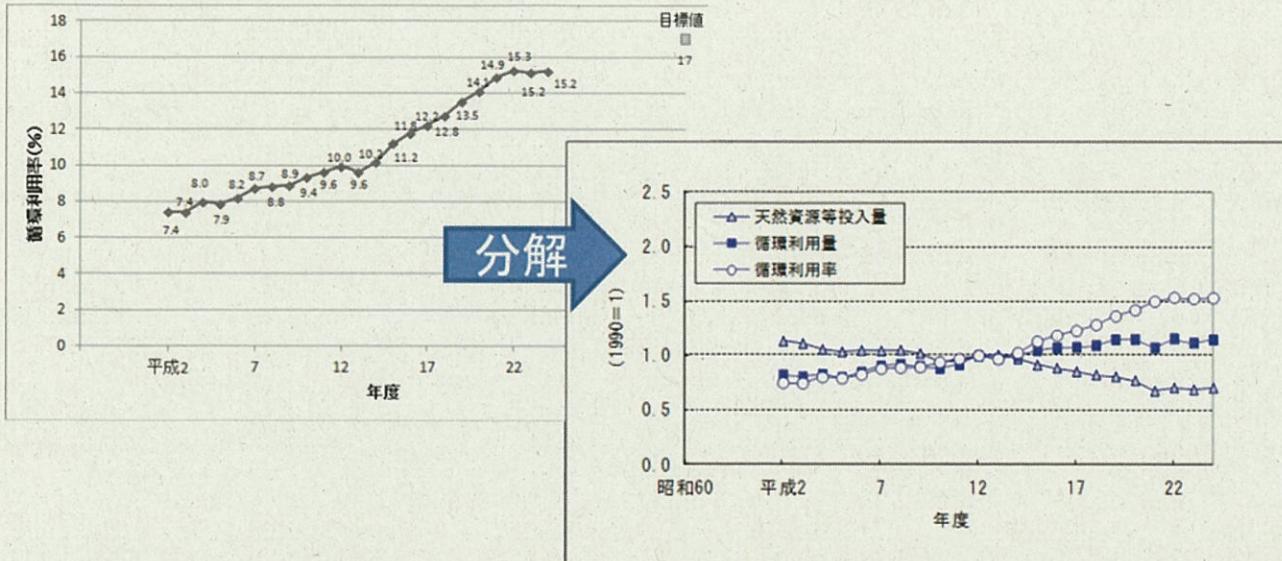


¹資源生産性=GDP／天然資源等投入量。産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標。

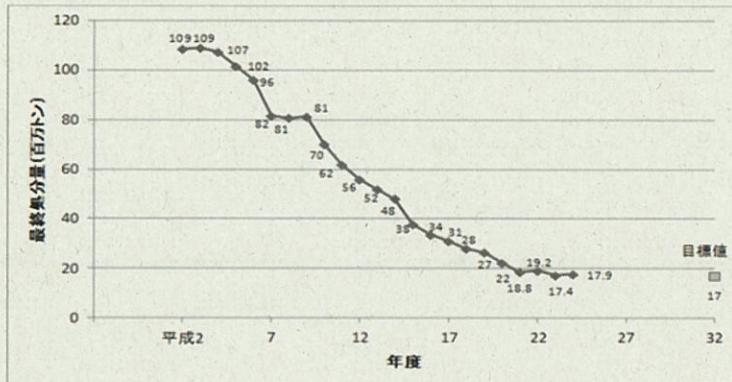
²循環利用率=循環利用量／(循環利用量+天然資源等投入量)。経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量の占める割合を表す指標。

³最終処分量=廃棄物最終処分量。

(「循環」：循環利用率の推移と内訳)



(「出口」：最終処分量の推移)



2. 今後の展開の方向（要約）

- 第三次循環型社会推進基本計画で重視している2R の取組に関して、社会システムの在り方について検討を行うこと。
- 事業者における更なる自主的取組の深化に向け、リデュース・リユース、製品アセスメントや環境配慮設計、業種に応じた資源生産性などの考え方にもとづいた取組の方向性や方針、目安を定めることなど検討を行うこと。
- 素材別の分別・リサイクルが行いやすくなるよう、製品設計段階の取組や、有用金属等の含有情報の共有化のための取組を進めること。
- 資源循環と生物多様性の統合的取組や、長期使用等による低炭素化等、各種環境負荷低減がバランスをとって効果的に実施されるための指針の策定に向けた検討を進めること。
- 地域循環圏づくりに向けた体制整備や、循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用に向けた廃棄物発電施設等の効率化、中低温熱の利用、熱回収施設設置者認定制度の普及を進めること。
- 国際的な廃棄物管理の取組や国際的な資源循環に関する研究、国際資源の受入体制の確保等に関する取組を進めること。
- 国を含めた各主体の取組を評価するに際して、より実態を反映した評価ができるような評価手法を検討していくこと。
- 評価・課題については、結果のみで判断するのではなく、要因分析を行うこと。
- 第三次循環基本計画の進捗点検に対する環境省関係部局及び関係省庁の関与の強化を図ること。

「水銀の水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(答申)」

(水銀廃棄物対策及び大気排出対策に係るものを除く)(第一次答申)

赤字部分は条約を超える措置

【基本的考え方】

- 我が国には、水俣病の重要な教訓に鑑み、世界から水銀被害を無くすため先頭に立って力を尽くすべき役割。地球規模の水銀濃度の増加が予測されており、日本人の水銀ばく露量も、現状は問題ないものの、将来的に増加する可能性。日本の取組やその国際展開を通じて、地球規模の水銀濃度の増加の抑制に貢献すべき。
- 我が国の先進的な水銀対策技術や高度な水銀リサイクルシステムが国内外で評価されるよう取り組むことにより、水銀対策を加速させることが重要。
- 包括的な水銀対策制度を創設することにより、条約を担保するとともに、追加的措置を検討すべき。

【水銀等の輸出入規制】

<輸出>

- 水銀及び特定の水銀化合物について原則禁止とし、許可された用途であつて最終使用者等を確認できる場合に限り許可(ただし、ASGM*用途は全面禁止)
- 非締約国向けは、人健康及び環境保護の確保を説明する証明書を厳格に審査
- 輸出後に使用状況の報告を求める

<輸入>

- 非締約国からは一次採掘由来等でないこの証明書がある場合のみ許可

【水銀の採掘・ASGMにおける水銀等使用の禁止】

- 水銀の一次鉱出、ASGMにおける水銀等の使用を禁止

条約 § 3 水銀の供給源及び貿易、§ 7 ASGM

【製造工程における水銀等使用規制】

- クロルアルカリ製造等2つの製造工程及び
塩化ビニルモノマー製造等3つの製造工程
全てにおいて水銀等の使用を禁止

条約 § 5 水銀等を使用する製造工程

【水銀廃棄物(非鉄製錬からの水銀含有スラッジ等※)】

- 管理指針等の策定
- 管理指針等の実施状況把握のための適切な仕組みの構築

※その他の水銀等廃棄物は廃掃法により措置

【水銀添加製品の製造、輸出入規制】

<製造・輸出入の禁止の措置>

- 電池、ランプ、計測器(工業用、医療用)、スイッチ、リレー等の各製品について、条約の禁止要件・廃止期限の深掘り・前倒しの検討
- 水銀添加製品の他の製品への組込みを防止するための具体的措置の検討

<国内で流通する製品への措置>

- 製品の水銀含有に関する情報提供の実施、廃製品の分別・回収の促進
- 国内で流通する水銀添加製品の数量の把握

<その他の措置>

- 規制の効果の確認のための試買調査の実施

条約 § 4 水銀添加製品

【水銀等の保管等】

- 環境上適正な保管を確保するための管理指針等の策定
- 一定量(30kg)以上の水銀等を保管する者は、保管状況等を国に報告

条約 § 10 水銀等の環境上適正な暫定的保管

【雑則、罰則】

- 上記各措置の遵守を確保するための必要な雑則、罰則を整備

【実施計画】

条約 § 20 実施計画

- 水銀等による環境の汚染の防止を総合的かつ計画的に推進するための各種施策を定める

* ASGM: 零細・小規模金採掘

水銀に関する水俣条約

(平成27年1月現在)

採択までの経緯

- 2001年、国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始。
- 2010年6月に第25回UNEP管理理事会(GC25)の決定に基づき政府間交渉委員会(INC)における条約交渉が開始。
- **2013年10月「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催。水銀に関する水俣条約を全会一致で採択し、署名を開始。**

➤ 外交会議には、60か国以上の閣僚級を含む139か国・地域から1,000人以上が出席
➤ 2015年1月15日現在、署名128カ国、締結10カ国

条文の概要

- 前文に水俣病の教訓について記述。
- 水銀鉱山からの一次産出、水銀の輸出入、小規模金採掘等を規制。
- 水銀添加製品(蛍光管、体温計、血圧計等)の製造・輸出入、水銀を使用する工業プロセス(塩素アルカリ工業等)を規制(年限を決めて廃止等)。
- 大気・水・土壤への排出について、利用可能な最良の技術/環境のための最良の慣行(BAT/BEP)を基に排出削減対策等を推進。
大気への排出については、石炭火力発電所、非鉄金属鉱業等を対象として削減。
- 水銀廃棄物について既存条約(バーゼル条約)と整合性を取りつつ適正処分を推進。
- 途上国の能力開発、設備投資等を支援する資金メカニズムの創設。

条約発効に向けた取組

- 条約は、50カ国が締結してから90日後に発効。
- 条約暫定事務局によれば、2016~17年頃までの条約発効が見込まれている。
- 我が国からは、水俣条約暫定事務局への拠出等を通じて途上国の締結支援を実施。

我が国の条約締結に向けた状況

- 2014年3月に行われた「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」中央環境審議会へ諮問し、環境保健部会(2014年12月第1次答申)、大気・騒音振動部会、及び循環型社会部会(2015年1~2月答申予定)においてそれぞれ審議。
- できるだけ早期に条約を締結すべく、2015年の通常国会へ関連法案を提出する予定。